

		公 印 使 用	取 扱 者
宇佐市立学校施設使用申請書			
宇佐市教育委員会 あて			
申請者 住 所 氏 名			
宇佐市立学校施設を利用したいので、次のとおり申請します。			
学 校 及 び 施 設 名	小学校 1 屋内運動場（体育館） 2 屋外運動場 中学校 3 その他（ ）		
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分～ 時 分 毎週 曜日 合計 回		
利 用 団 体 名	責 任 者 氏 名		
	電 話 番 号		
利 用 予 定 人 数	大人 人 子供 人		
減 免 申 請 理 由			
学 校 長 意 見	年 月 日 学校長 印		

宇佐市立学校施設使用許可証		許 可 番 号	
上記のことについて許可する。 年 月 日			
宇佐市教育委員会 印			
使 用 料 及 び 減 免 措 置	使用料 円	減免 1 する 2 しない	減免割合 %

学校施設使用にあたっての注意事項

1. 学校行事、避難所開設等、やむを得ない事情が生じたときは、使用の取消、使用日時の変更をお願いする場合があります。
2. 許可された使用内容を任意に変更したり、下記の厳守事項を守らないときは、直ちに、あるいは以後の使用をお断りすることがあります。
3. 申請者は使用者全員に、下記の厳守事項を周知徹底してください。

厳守事項

- ①必ず教育委員会の許可を得てから、使用すること。
- ②使用時間を厳守すること。準備・片付けは、使用時間内に行うこと。
(使用後は校内に留まらず、速やかに帰宅すること)
- ③目的外の使用は行わないこと。また、申請者以外に転貸はしないこと。
- ④許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
(使用許可を受けていない備品等の使用及び移動はしないこと)
(施設内は土足厳禁。施設内の床面保守に努めること)
- ⑤使用後は、整地、清掃、消灯、戸締り等を行い、原状に復旧すること。
(学校敷地内は、全面禁煙。学校敷地外であっても、校門前など周囲での喫煙は控えること)
(大声を出す、大音量で音楽をかける等、近隣住民への騒音となるような行為は慎むこと)
(持ち込んだ私物や使用中に出たごみ等は、必ず持ち帰ること)
(使用目的を逸脱するような必要以上の飲食物を持ち込まないこと)
- ⑥事故防止に努めること。事故の責任は、施設・設備等に管理上欠陥がある場合を除き、使用者が負うこと。
(加入しているスポーツ傷害保険を今一度ご確認ください)
- ⑦設備、備品等を破損又は紛失した場合は、直ちに学校長に報告し、賠償も含め教育委員会の指示に従うこと。
(上記の件について報告がない場合及び備品等の無断使用が認められた場合は、利用許可を取り下げ、又は利用停止の措置を取ります)

学校施設の予約について

1. 予約は、使用日の前月からできます。公平・公正の観点から、それ以前の予約は、原則認めません。
※例えば3月1日に施設を使用したい場合、2月1日より教育委員会に申請できます。必ず、使用する施設の学校長の承認を得て、教育委員会へ申請してください。教育委員会の許可を得て、予約完了となります。学校長の承認のみでは、予約完了とはなりません。
※無許可で使用することは、条例違反として使用を制限されるだけでなく、不法侵入としても判断されます。
2. 使用を中止する場合は、遅くとも3日前までの開庁日に学校及び教育委員会へ電話で連絡してください。
※度重なるキャンセルや無断キャンセルをした場合は、使用制限が生じる場合があります。
3. 申請書は一か月分を学校施設毎に提出してください。
4. 各種スポーツ大会等の開催準備のため(チラシ印刷等)、早期より施設予約したい場合は、教育委員会と事前に協議し、必要と認められた場合に限り、予約できるものとします。